

## センター調査実施における課題

### ○係争中の事例に対するセンター調査実施について

- ・医療機関から民事裁判中の事例のセンター調査依頼があった。
- ・総合調査委員会では、センター調査の実施について複数回にわたり検討した。
- ・検討結果

センター調査は医学的観点から再発防止策策定のために調査するものであり、裁判等への利用等の如何に関わらず、別の枠組みとして実施することが必要と考える。よって、センター調査を実施するにあたっては、以下の3点について対応することとした。

- ① センター報告書の冒頭に、以下の文言を記載する。⇒「報告書作成マニュアル」に明記  
「本制度の目的は、医療安全の確保であり、個々の責任を追求するためのものではない。センター調査においてもそのための原因究明であり、再発防止を目的としている。従って、本報告書は裁判等の資料として使用されるために作成されたものではなく、医学的観点から行った調査の結果を報告書としてまとめたものである。
- ② センター調査の目的に沿った調査報告書となるための留意点  
原因究明・再発防止の観点から、医療事故が発生した構造的な原因、システムにおける要因に着目した報告書となるよう十分留意し作成する。特に、再発防止に必要としない個々に関わる責任に関する情報については、言及しないものとする。
- ③ 裁判等への対応について⇒「センター調査に関する実施要領」、「総合調査委員会設置規程」、「個別調査部会設置規程」に追加  
民事裁判等の中で、センター調査に関わる委員に証人喚問あるいは意見を求められる等があった場合、個別調査部会員、総合調査委員会委員、及び、センターは意見等の提出等に関しては基本的に対応しないことを規定する。

### ○司法解剖事例の調査実施について

- ・センター調査申請 20 事例中、2 事例が司法解剖事例である。
- ・院内調査、センター調査において、司法解剖結果が活用できないことは、死因並びに原因究明、再発防止を阻害することとなっている。

平成 28 年 9 月 23 日

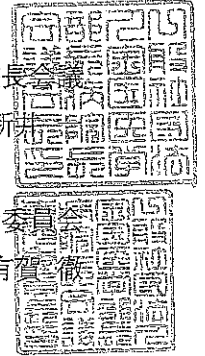
一般社団法人日本医療安全調査機構  
高久 史麿 理事長 殿

一般社団法人全国医学部長病院長会議

会長 新井 隆

大学病院の医療事故対策委員会

委員長 有賀 徹



拝啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会議に組織されます「大学病院の医療事故対策委員会」では、いわゆる改正医療法に伴って”法的に定義された医療事故”を貴機構に報告する際の一連の作業において、各地に所在する大学医学部、同附属病院と都道府県医師会が支援団体として協力する方策や、関連する諸課題について議論してまいりました。

そこで、本会議として貴機構に確認すべく、以下について申し入れたく思います。宜しくご検討ください。

敬具

#### 記

- 1)医療事故調査制度は、上記の法の趣旨に鑑みて、警察への届け出に代替えるものではないこと、および係争の手段でないことについて確認する。
- 2)大学病院ではいわゆるアクシデントについて、今までも真摯に事例の検討を行ってきた。それは”法的に定義された医療事故”であるか否かを問わない。上記の協力関係においてもこの方針の通りであるが、貴機構への報告事例は”法的に定義された医療事故”である。
- 3)都道府県医師会には各種支援団体を取り纏める協議会の設置が求められている。各地に所在する大学医学部、同附属病院はこの観点でも都道府県医師会と協力体制を組む。
- 4)医療事故の判断並びに調査の主体は管理者にある。報告の責任も管理者の下にある。調査の展開にあつては主体的ないし自律的な方法を阻害してはならない。中立性などの”相対的な価値”を以て、外部から不要な干渉をすることは許されない。
- 5)各地に所在する大学医学部、同附属病院と都道府県医師会とが支援団体として協力する際にも、上記 1)、2)、3)、4)の諸原則を遵守する。このことにより、地域医療において医療者と患者・家族らとの信頼関係を強化することは、先の法の趣旨と調和ないし共鳴する。
- 6) 未来に渡って予測することは不可能であるが、現に事故調査報告書が係争の具として利用されることが明らかな場合には、医療安全の確保という制度の目的に鑑みて、貴機構において今回の法に規定される作業は行わない。係争の手段として行われる事象は全て、この法の埒外にて処理されるべきである。

以上